

**山口デスティネーションキャンペーン5連ポスター
制作業務委託コンペ応募要領**

1 業務の目的

令和8年10月から12月まで実施する「山口デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」に向けて、JRの月別重点宣伝地域として山口県が令和7年10月に指定されたことから、山口県の魅力を全国に向け広く情報発信し、誘客促進を図るため、令和7年10月に全国のJR主要駅等に掲出する5連ポスターを制作する。

2 コンペの概要

(1) 名称

山口デスティネーションキャンペーン5連ポスター制作業務委託コンペ

(2) 選考方法

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「連盟」という。）で、提案作品の内容について、厳正なる審査を行い選考する。

3 仕様書

別添「山口デスティネーションキャンペーン5連ポスター制作業務委託仕様書」のとおり

4 提案限度額

8,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※別途指示する印刷及び発送に要する経費を含む。

5 提出書類

(1) 企画趣意書

- | | |
|--------|------------------------|
| ア 体裁 | A4 |
| イ 提出部数 | 3部（正本1部、副本2部） |
| ウ 内容 | 作品に込める意味・意図を詳細に記入すること。 |
| エ その他 | 工程表及び見積書を添付すること。 |

(2) 図案見本

- | | |
|--------|--|
| ア 体裁 | A3縦、カラー印刷（※用紙1枚に1枚の図案とすること。
掲載順を考慮する必要がある場合は、その旨がわかるようにしておくこと。） |
| イ 提出部数 | 3部 |

(3) 留意事項

- ア (1) 及び (2) には、制作者名 (業者名) を入れないこと。
- イ 1 業者 1 案とすること。

6 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日 (金) 17 時までに、下記の提出先に、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は書留等送達記録が確認できる方法とすること。

提出先 〒753-8501 山口市滝町 1-1
山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室
(一般社団法人山口県観光連盟 担当 桂)
TEL : 083-933-3204 FAX : 083-933-3179

7 コンペの参加意向確認

本要領に基づくコンペへの参加意向について、「参加意向確認書」(別記様式 1) を令和 7 年 6 月 2 日 (月) 17 時までに、下記の提出先に提出すること (FAX による提出可。ただし、送信後、電話で着信を確認すること。)

なお、期限までに「参加意向確認書」の提出がない場合は、参加の意向がないものとします。

提出先 〒753-8501 山口市滝町 1-1
山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室
(一般社団法人山口県観光連盟 担当 桂)
TEL : 083-933-3204 FAX : 083-933-3179

8 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

- (1) 「質問書」(別記様式 2) の提出期限・提出方法等
令和 7 年 6 月 2 日 (月) 17 時まで (必着) FAX 可

- (2) 提出先
〒753-8501 山口市滝町 1-1
山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室
(一般社団法人山口県観光連盟 担当 桂)
TEL : 083-933-3204 FAX : 083-933-3179

- (3) 回答期限・回答方法
令和 7 年 6 月 6 日 (金) 17 時までに FAX で回答する。

9 採 否

- (1) 審査委員会において審査基準に基づき審査を実施する。審査委員会で厳正なる第一次審査（提案書類による審査）を行い、数社（5社程度）を選定する。後日、改めて第二次審査（プレゼンテーション）を行い決定する。
第一次審査結果及び第二次審査の時間等については、令和7年7月10日（木）までに、FAXで連絡する。
- (2) 第一次審査通過者は、第一次審査の提出書類に併せ、ポスターの図案（B1判ボード貼）5種類1組を作成し、7月17日（木）〔予定〕にプレゼンテーションを行うこと。
- (3) 第二次審査による採否は、第二次審査終了後、第二次審査参加業者全てに対し文書で通知する。

10 留意事項

- (1) 企画提案書及び図案見本等の作成にかかる経費は各社の負担とする。また、当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書及び図案見本等は非公開とし、原則として返却しない。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (4) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、連盟に帰属し、成果品の二次使用に関して、連盟に何らの制限がないことを保証するものとする。